

相続税の経済的研究

橋本恭之

第1節 はじめに

消費税導入の陰に隠れたためにあまり議論の対象とはならなかったが、竹下税制改革においては、昭和50年以来据え置かれてきた相続税の課税最低限の引き上げと累進税率表の改正がおこなわれた。この税制改正においては、最近における資産価格の急上昇のなかで急増した相続税負担を緩和するという目的が前面に押し出され、世代間の移転による富の集中排除という相続税本来の機能について十分な検討が行われたとは言いがたい。また、相続税の改革においては、竹下税制改革によってフローの所得が減税されたことにより生じる資本ストックの変化をも考慮に入れる必要がある。そこで、より長期的な視野に立って、所得税の改革と相続税の改革は、個人の生涯の税負担と相続財産・相続税にどのような影響をもたらすことになるのか親・子・孫の3世代のシミュレーション分析を通じて明らかにしたい。

第2節 シミュレーション・モデル

ここでは、相続税のシミュレーションに際して、相続税の算定の基礎となる遺産額をどのようにして計算したのかを説明しよう。遺産額は、各世代が生涯を通じての蓄積した資産であり、その金額は生存期間の所得、消費、税負担、社会保険料負担、年金給付額などによって決まることになる。したがって、ライフサイクル・モデルを利用した分析が望ましい。そこで、本稿では、同一世代内に所得稼得能力の異なる人々が存在し、各世代の各家計はライフサイクル的な視点を持って行動するものと想定した。純粋なライフサイクル・モデルにおいては勤労期間に蓄積した資産を退職期間に取り崩し、死亡時点には遺産を残さないの、本稿では、遺産動機が存在と家計の計画期間と死亡時期のずれから生じる遺産を考慮したライフサイクル・シミュレーション・モデルを構築した。

(1) モデル

まず、各世代の各家計のライフサイクルの効用水準は、各年齢 t 歳時の消費水準 C_t と遺産額 K に依存するものと考えて、ライフサイクルの効用関数を以下のように特定化した。

$$U = \sum_{t=1}^J (1+\rho)^{-(t-1)} \frac{(C_t - \tau C)}{1-1/\rho} + (1+\rho)^{-(J-1)} \frac{K}{1-1/\rho} \quad (1)$$

ここで、 ρ は世帯人員、 C は一人当たりの最低消費水準、 ρ は時間選好率、 τ は異時点間の代替の弾索性、 ρ は遺産についてのウエイト・パラメーターである。ただし、煩雑化を防ぐために世代の違い、家計の能力の違いを示す添え字は省略している。

次に、ライフサイクル全体での制約式（現在価値制約式）を、以下の如く定式化した。

$$\sum_{t=1}^J \{ (1 + c_t) C_t / (1+r)^{t-1} \} + K / (1+r)^{J-1} =$$

$$H / (1+r)^{h-1} + \sum_{t=1}^R \{ (w_t - \tau_t) / (1+r)^{t-1} \} + \sum_{t=R+1}^J \{ b_t / (1+r)^{t-1} \} \quad (2)$$

となる。ここで、 w_t はt期の労働所得、 c_t は消費課税の実効税率、 τ_t はt期の所得税と住民税と社会保険料の合計額、 r は利子率、 b_t はt期の年金給付額、 H は遺産の受取額、 λ_t は家計が遺産に関して期待する確率変数、 R は退職時期、 h は遺産を受け取る時期、 J は家計が予測する計画期間である。

本稿では、遺産に関する確率変数 λ_t を 10^{-4} であると仮定した。このような想定を置いたのは、仮に家計は正確に遺産受取額を予想できると仮定すると、家計は親の遺産を当てにして過大な消費行動をとることになるし、また親の遺産を全く考慮に入れずに消費行動をおこなうと相続税制の変更は家計の消費パターンに影響を及ぼさないことになるからである。なお、期間を示す添え字の1となっているが、これは計画の第1期目であることを示しており、第1期時点での年齢23歳である。退職時期については退職年齢を64歳とした。計画期間の最後であるJ期は、寿命には不確実性が存在するため100歳とし、実際の死亡年齢は80歳であるとした。世代間の年齢差は30歳と想定したので、遺産を受け取るのは50歳時点となる。

通常のライフサイクル仮説に従えば、(2)式の制約のもとで(1)式を最大化すれば最適な消費経路が得られる。その消費経路は、効用関数のパラメーターに依存するが、一般に若年期には可処分所得を上回ることになる。しかし、わが国の資本市場が不完全であることを考慮すれば、このような借り入れの可能性を認める事は、現実的な想定であるとは言い難い。そこで、本稿では生涯にわたる予算制約に加えて、代表的家計は生涯を通じて借り入れを行わないという形での流動性制約を考慮することにした。この流動性制約は、t期の資産を S_t とおくと

$$(1+r) S_{t+1} + (w_t - \tau_t) + b_t - (1 + c_t) C_t = 0 \quad (3)$$

と表現できる。

さて、(2)、(3)式の制約のもとで(1)式を最大化するための一階の条件からt期とt-1期の消費の間には

$$C_t - \tau_t C = \left[\frac{1+r}{1+\lambda_t} \right] (v_{t-1} / v_t) (C_{t-1} - \tau_{t-1} C) \quad (4)$$

という関係が成立する。ただし、 $v_t = (1 + c_t)(1 + (1+r)^{t-1} \tau_t)$ とする。ここで λ_t はt期の流動性制約に付随するラグランジュ乗数である。

また、遺産額と消費の間には

$$K = \left[\frac{(1+r)^{J-1}}{(1+\lambda_1)^{J-1}} \right] v_1 (C_1 - \tau_1 C) \quad (5)$$

という関係が成立する。したがって、家計の消費と遺産額はすべて初期の消費に依存して

決定されることがわかる。(4)式の定差方程式を解くと、 t 期の消費は以下のように示される。

$$C_t = A^{t-1} (v_1/v_t) (C_1 - c) + c \quad (6)$$

ただし、 $A = [(1+r)/(1+c)]$ とする。(2)式に、(5)(6)式を代入すると、

$$C^1 = Y/(1+c) + \sum_{t=1}^J \left\{ \frac{c A^{t-1} (v_1/v_t) - c}{(1+r)^{t-1}} + \frac{B - c}{(1+c)(1+r)^{J-1}} \right\} \\ \div \left\{ \sum_{t=1}^J \frac{A^{t-1} (v_1/v_t)}{(1+r)^{t-1}} + \frac{B}{(1+c)(1+r)^{J-1}} \right\} \quad (7)$$

が得られる。ただし、 Y は

$$Y = H/(1+r)^{h-1} + \sum_{t=1}^R \{ (w_t - c)/(1+r)^{t-1} \} + \sum_{t=R+1}^J \{ b_t/(1+r)^{t-1} \} \quad (8)$$

B は

$$B = \left[\frac{(1+r)^{J-1}}{(1+c)^{J-1}} \right] v_1$$

を意味している。したがって、(7)式を利用すれば、(1)式の効用関数のパラメーター、 α 、 β 、 c と(8)式で示される各世代の生涯所得の現在価値が得られれば、各世代の各年齢時の消費と遺産額を求めることができる。

(2) データとパラミターの設定

以上のようなモデルのもとで、シミュレーション分析を行うには、(2)式の右辺が示すところの生涯所得の現在価値を推計する必要がある。本稿では、各世代について能力の異なる家計を想定しているが、この能力の違いを大企業・零細企業の所得の違いによって代表させることにした。具体的には、平成元年度の『賃金センサス』を利用して大企業・零細企業の所得プロファイルを作成している。大企業の所得プロファイルには企業規模1000人以上の金融・保険業、零細企業の所得プロファイルには企業規模10~99人の大卒男子の年齢階級別の平均賃金のデータを利用した。65歳以降に受け取る年金額については、『賃金センサス』の「毎月きまって支給する現金給与額」から報酬比例部分の年金額を推計し、基礎年金(夫婦2人分)と合計した。さらに、所得プロファイルは今後の実質経済成長による賃金上昇を考慮して調整してある。実質賃金上昇率には、1980年から1989年までの実質賃金指数の平均上昇率1.6%を用いた。 t 期の所得税と住民税と社会保険料の合計額である τ_t については、竹下税制改革前後について、各所得プロファイルにもとづいて計算した。消費課税の実効税率 τ_c については、昭和62年度版『国税庁統計年報書』の物品税等の項目別の間接税収を企業消費分を調整後に集計し、『家計調査年報』の勤労者世帯の消費支出に総世帯数をかけたもので除することで、消費税導入前の実効税率として8.79%を求めた。

消費税導入後については、廃止項目を調整後残存する間接税の実効税率6.89%と消費税3%を合計し、9.89%になるものとした。

各世代の遺産受取額Hについては、以下のような仮定をおいた。第1世代については、金融資産の形で遺産を受け取らない。第2世代、第3世代はそれぞれ第1世代、第2世代が残した遺産額から相続税額を計算し、相続税課税後の遺産額を子ども2人で分けるものとした。相続税の計算にあたっては、以下のような仮定をおいた。本稿では、各世代は必ず結婚し、世帯主が死亡する時点においては配偶者が生存しているものと仮定し、相続税は一旦、配偶者と子供2人で負担することになったものとした。相続財産は民法の規定に従って、配偶者については2分の1、子供については4分の1ずつ分割するものとした。配偶者の相続分については、配偶者控除が適用されるため、相続税は課税されない。子供の相続分については、それぞれ相続税が課税される。さらに相続税を納税直後に配偶者が死亡するものと仮定し、配偶者の相続財産を子供が2分の1ずつ相続するものとし、再び相続税を計算した。

以上のような手続きにより各世代の生涯所得が与えられれば、(1)式の効用関数のパラメーターと収益率 r を設定すれば(7)式より初期の消費水準が得られ、(4)式より最適な消費経路が計算できる。そこで、本稿では効用関数のパラメーターについては、本間正明・跡田直澄・岩本康志・大竹文雄(1987)の値を参考にして、 $\alpha = 0.3$ 、 $\beta = 0.01$ とした。金融資産の収益率 r については、課税前収益率を0.04と想定し、一律分離の20%の利子課税が行われるので $r = 0.032$ とおいた。さらに、一人当たりの最低消費額 c は60とし、世帯人員 n については22歳から27歳までは独身と仮定し、 $n = 1$ とした。28歳から64歳までは昭和63年の『家計調査』の勤労者世帯の年齢階級のデータを利用した。65歳以降は、夫婦のみの世帯になるとし、 $n = 2$ と置いた。遺産のパラメーターについては、 $\gamma = 10$ とした。

第3節 分析の結果

(1) 所得獲得能力の差異によるシミュレーション

相続税のシミュレーション分析をおこなうにあたっては、各世代の所得稼得能力の差を考慮して以下のようなケース区分を想定した。

ケース1	第1世代:大企業	第2世代:大企業	第3世代:大企業
ケース2	第1世代:大企業	第2世代:零細企業	第3世代:零細企業
ケース3	第1世代:零細企業	第2世代:大企業	第3世代:大企業
ケース4	第1世代:零細企業	第2世代:零細企業	第3世代:零細企業

本稿では、以上のケース区分にもとづいたシミュレーションを税制改革前と改革後についておこなった。その税制改革の内容については表1にまとめてある。

表2は、各世代の改革前後の金融資産の形での遺産額、相続税額と相続税の実効税率を計算したものである。まず、税制改革前の税制のもとでは、第1世代における相続税の実効税率は、ケース1とケース2でも4.8%にすぎず、それほど重くない。ケース2、3では課税最低限以下となる。第2世代の相続税負担は、ケース1の20.7%が最も重い。ケース2とケース3の相続税負担は、ケース3の方が重い。第3世代になるとケース1の実効税率は30.2%に達し、残した遺産の多くの部分が相続税として吸い上げられることになる。一方、税制改革後の税制のもとでは、各世代の相続税負担が大幅に軽減されていることがわかる。

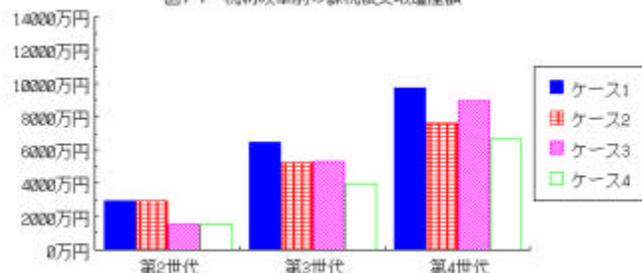
表1 税制改革の内容

	税制改革前 (1987年度改正)	税制改革後 (1988年度改正)
所得税 税率表 人的控除 配偶者特別控除	課税所得 12段階 10.5%～60% 各33万円 16.5万円	課税所得 5段階 10%～50% 各35万円 35万円
住民税 税率 人的控除 配偶者特別控除	5%～16%の7段階 各28万円 14万円	5%～15%の3段階 各30万円 30万円
利子課税	少額貯蓄非課税廃止 一律分離課税20%	同左
間接税	個別消費税	同左の廃止・調整、消費税3%
相続税 税率表	各課税相続分 限界税率 200万円以下 10% 200万円超 15 500 " 20 900 " 25 1,500 " 30 2,300 " 35 3,300 " 40 4,800 " 45 7,000 " 50 10,000 " 55 14,000 " 60 18,000 " 65 25,000 " 70 50,000 " 75	各課税相続分 限界税率 400万円以下 10% 400万円超 15 800 " 20 1,400 " 25 2,300 " 30 3,500 " 35 5,000 " 40 7,000 " 45 10,000 " 50 15,000 " 55 20,000 " 60 25,000 " 65 50,000 " 70
課税最低限	2000万円+(400万円×法定相続人)	4000万円+(800万円×法定相続人)

表2 各世代の実効税率 単位：万円

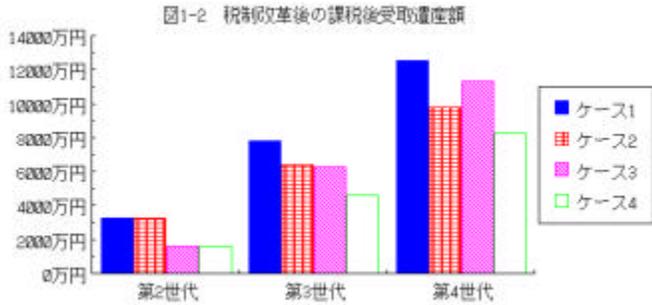
		第1世代			第2世代			第3世代		
		金融 資産	相続 税	実効 税率	金融 資産	相続 税	実効 税率	金融 資産	相続 税	実効 税率
改革前	ケース1	6275	306	4.9%	16487	3416	20.7%	28075	8488	30.2%
	ケース2	6275	306	4.9%	12569	2005	15.9%	20280	4962	24.5%
	ケース3	3159	0	0.0%	12872	2108	16.4%	25108	7079	28.2%
	ケース4	3159	0	0.0%	8954	914	10.2%	17034	3628	21.3%
改革後	ケース1	6645	12	0.2%	17742	1963	11.1%	32538	7379	22.7%
	ケース2	6645	12	0.2%	13779	920	6.7%	23615	3885	16.5%
	ケース3	3318	0	0.0%	13478	853	6.3%	28481	5722	20.1%
	ケース4	3318	0	0.0%	9515	227	2.4%	19022	2347	12.3%

図1-1 税制改革前の課税後受取遺産額



この表2の結果にもとづいて、金融資産残高から相続税を引いて、2で割って各世代の受取遺産額をもとめてグラフの形で示したものが図1である。図1-1は、税制改革前の各世代の受取遺産額を示している。この図では、第1世

代から第3世代まですべて大企業に勤めるケース1の受取遺産額が最も高く、第1世代から第3世代まですべて零細企業に勤めるケース4の受取遺産額が最も低くなること示さ



れている。また、第1世代が零細企業に勤め、第2、3世代が大企業に勤めるケース3と第1世代が零細企業に勤め、第2、3世代が大企業に勤めるケース2を比較すると、第1世代におけるハンディを第2世代で克服できることが示

されている。

一方、税制改革後について各世代の受取遺産額を示したものが図1-2である。と図1-1比較すると全体的に受取遺産額が増加していることがわかる。ケース1とケース4の資産格差は、税制改革前よりも拡大している。また、税制改革前では第1世代におけるハンディが第2世代になると解消していたが、改革後の税制のもとではケース3の受取遺産額は第2世代になってもケース2のそれにおよばない。以上の分析から、税制改革により資産格差是正効果が弱められたことはあきらかである。

(2) 土地の初期保有の有無によるシミュレーション

現行相続税のいまひとつの問題点は、金融資産に比べて土地が有利に取り扱われているところにある。相続税の税法上の土地に関する主な特例措置としては、小規模宅地の評価の特例、農地評価の特例、事業用資産の評価の特例などが存在している。本稿では、事業用資産の評価の特例を例に取り上げて、相続税の特例措置が世代間の資産の移転にどのような影響を及ぼすかを検討しよう。税制改革前後について相続税に関する土地の取扱い方は、表3にまとめてある通りである。

表3 土地に関する特例

	改革前	改革後
事業用資産の評価の特例	200㎡以下の部分の相続税評価額を40%減額	10軒以上のアパート経営は、200㎡以下の部分の相続税評価額を60%減額
相続税支払充当の土地売却の特例	売却した資産に対応する相続税額を資産の取得費に加える	売却した資産に対応する相続税額を資産の取得費に加える
土地の長期譲渡所得税の特例	特別控除後の譲渡益が4000万円以下の部分が所得税・地方税合わせて26%の分離課税がおこなわれ4000万円を超える部分が2分の1総合課税の対象	特別控除後の譲渡益が4000万円以下の部分が所得税・地方税合わせて26%の分離課税がおこなわれ4000万円を超える部分が所得税・地方税合わせて32.5%の分離課税が適用

そこで、初期時点において1000㎡の土地と40軒のアパートを保有し、第2、3世代に事業を継承するケースを想定し、相続税による影響を試算した。このとき各世代は、アパート経営に専念するものとした。50㎡につき2軒のアパートが建てられているものとし、1軒につき一か月当たり10万円の家賃収入が得られるものとした。第1、第2世代は、第2、3世代の23歳から50歳までの期間に家族従業員給与を支払うものとした。家族従業員給与の金額は、第2世代、第3世代に対してはそれぞれ自分の不動産所得が1200万円を超える場合には600万円を支払い、それを下回る時には不動産所得を自分と子供の世代で2分割するものとした。不動産所得に対しては、青色申告により課税され

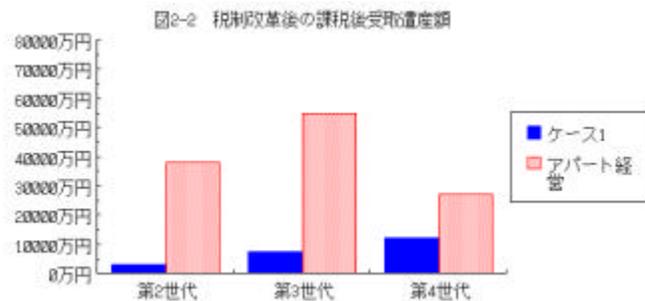
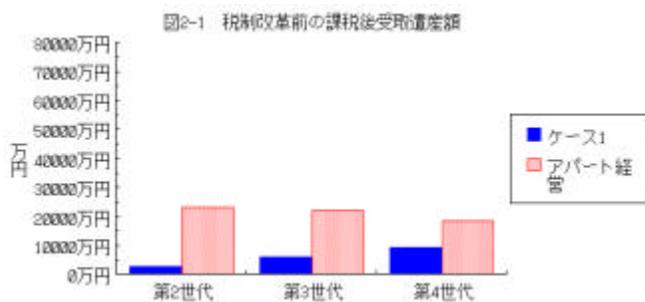
るものとした。社会保険料に関しては、国民健康保険の保険料として昭和62年度の1世帯当たりの年平均額13万2855円と国民年金の保険料として1人につき月額8000円を夫婦2人分で年額19万2千円を支払うものとした。65歳からは、基礎年金が支給されることになる。

また、土地に対する相続税を計算するさいに必要なとなる地価については以下のような仮定をおいた。第1世代の23歳時点の1㎡当たりの地価を30万円とし、毎年、実質地価上昇が生じるものとした。実質地価上昇率は、1980年から1989年までの全国市街地価格指数（全国）の値を消費者物価指数でデフレートして、10年間の平均上昇率3.5%を作成した。

なお、初期資産保有として土地を保有しているケースを考えているが、各家計は生涯の予算制約式のなかでは土地保有を意識しないものとして取り扱うことにした。さらに、各家計は相続時点までは土地を売却せず保有し続け、地価の高騰により相続税の納税時点において相続した金融資産によって相続税を納めることが不可能な場合に限り、相続税から金融資産を差し引いた残額を満たすだけ土地を切り売りするとした。

表4 各世代の実効税率

		初期 土地 保有	課税遺産額			実効 税率	課税後 土地譲 譲渡益	土地譲 渡益所 得税	課税後 金融 資産
			土地	金融 資産	相続税				
改革前	第1世代	1000㎡	75947	8818	34978	41.3%	28556	0	1198
	第2世代	300㎡	63950	4425	19254	28.2%	19348	690	2259
	第3世代	100㎡	59832	5751	14272	21.8%	24333	3788	7906
改革後	第1世代	1000㎡	75947	10096	7630	8.9%	0	0	1233
	第2世代	500㎡	106584	5586	6258	5.6%	8673	1345	4001
	第3世代	225㎡	134621	10967	68231	46.9%	77352	7011	10044



税制改革前後の各世代の実効税率、遺産額等を計算したものが表4であり、この表から受取遺産額を計算し、図示したものが図2である。図2-1は税制改革前のアパート経営者とケース1のサラリーマン世帯の受取遺産額を比較したものである。税制改革前の税制のもとでは、相続税のたびに土地を切り売りせざるをえないものの第2、3世代ではそれぞれ300㎡、100㎡の土地を継承できるため、サラリーマン世帯よりも有利なる。税制改革がおこなわれ、所得

税・相続税が減税されたばあいの受取遺産額を比較したものが図2-2である。この場合、第2、3、4世代はそれぞれ500㎡、250㎡、225㎡もの土地を継承できることになり、サラリーマンとの格差はさらにひろがることになる。

第4節 おわりに

最後に、本稿で得られた結果をいま一度まとめておこう。相続税のシミュレーション分析においては、土地保有の有無によるシミュレーションから、現行税制のもとでの土地に対する有利な取扱いは世代間の移転を通じて深刻な資産格差を生じさせる可能性があることがわかった。また、所得獲得能力の差異によるシミュレーションから、改革前の税制のもとでは2世代が経過するとかなりの富の集中排除効果がみられることがわかった。これに対して、竹下税制改革による所得税減税は、とりわけ所得プロファイルの高い家系に属する世帯の資本蓄積を拡大し、相続税の減税との相乗作用により受取遺産額は、より恵まれた家系に属する世代のほうが増加することになる。

最後に、本稿でいまだに残された分析の課題について言及しておこう。第1に、本稿の分析は、基本的には給与所得者を対象としたものである。一般に資産格差は、給与所得者間よりも自営業者や農業者等の他の業種間の方が大きいと言われている。特に、都市近郊農家については長期営農の特例措置などにより、一般サラリーマンに比べて優遇されているという批判が多い。ケース区分に、農家のケースを追加することは非常に興味深いことである。

第2に、分析においては土地は相続の際にしか売却されず、家計の生涯の予算制約には、土地にかかる相続税のために金融資産の受取額がほとんどなくなるという意味でしか影響を与えない。現実には、土地を保有していることにより、土地を担保とする借り入れなどにより消費行動に影響が生じてくる可能性がある。このような問題点の克服は今後の研究課題としたい。

[参考文献]

- Abel, A.B. (1985) "Precautionary Saving and Accidental Bequests," *American Economic Review*, Vol. 75, No. 4.
- 安藤・山下・村山(1986)「ライフサイクル仮説に基づく消費・貯蓄行動の分析」『経済分析』(経済企画庁)101号.
- Barro, B.J. and J.W. Friedman (1977) "On Uncertain Lifetimes," *Journal of Political Economy*, Vol. 85, No. 4.
- 橋本恭之・林宏昭・跡田直澄(1992)「人口高齢化と税・年金制度の改革」『経済研究』, 近刊.
- 本間正明・跡田直澄・岩本康志・大竹文雄(1987)「年金：高齢化と年金制度」浜田宏一・黒田昌裕・堀内昭義編『日本経済のマクロ分析』東京大学出版会.
- 本間正明・跡田直澄(1989)『税制改革の実証分析』東洋経済新報社.
- 岩本康志(1990)「年金政策と遺産行動」『季刊社会保障研究』Vol. 25, No. 3.
- Seidman, L.S. (1984) "Conversion to a Consumption Tax: the Transition in a Life-cycle Growth Model," *Journal of Political Economy*, Vol. 92, No. 21.